

## 芝山町ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芝山町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告について、芝山町有料広告の掲載に関する要綱（平成26年芝山町告示第19号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページに掲載する画像のうち、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の指定するWEBページにリンクするものをいう。）とする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第3条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、町長が別に定める。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式（アニメーションは不可）、JPEG又はPNG
- (3) データ量 20キロバイト以内

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、毎年4月から翌年3月までの間で、毎月1日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は12月以内とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報しばやま及び町ホームページにより行うものとする。

(掲載料)

第7条 広告の掲載料は、トップページ1枠当たり、町内に事業所等を有するものについては月額4,000円とし、町内に事業所等を有しないものについては月額5,000円とする。

2 掲載期間が1月未満の広告の掲載料は、1月として計算するものとする。

(掲載の申込み)

第8条 申込者は、広告を掲載しようとする月の前月の1日までに、芝山町ホームページバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）に、必要書類を添えて申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を芝山町ホームページバナー広告掲載申込結果通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 前条の規定により掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに広告原稿を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が適正でない認められる場合には、広告主に対し、期日を指定して内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は、第8条の規定により提出した申込書の内容を変更したいとき、又は申込書の必要書類の内容に変更があったときは、芝山町ホームページバナー広告掲載変更届(別記第3号様式)により速やかに町長に届け出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、広告の掲載を取り消したときは、芝山町ホームページバナー広告掲載取消通知書(別記第4号様式)により、当該広告主に通知するものとする。

(掲載料の返還)

第13条 広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、掲載ができなくなった月の翌月以降の納付済みの広告掲載料を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(免責事項)

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該停止に係る損害の補償その他費用の請求を町に対して行わないものとする。

(1) 町のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷その他の災害、通信回線の事故、町のサーバその他機器の障害による停止

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、バナー広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。